



平成 27 年 5 月 26 日

各 位

SEホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
代表取締役社長 速 水 浩 二
(JASDAQ・コード 9 4 7 8)
問 い 合 わ せ 先
執行役員経営企画部部長 松 村 真 一
T E L 0 3 - 5 3 6 2 - 3 7 0 0

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 19 日開催予定の第 30 回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結することのできる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行取締役等でない取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、第 28 条第 2 項及び第 39 条第 2 項の一部を変更するものであります。なお、第 28 条第 2 項の変更については、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第 28 条 (条文省略) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に、同法 423 条第 1 項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(取締役の責任免除) 第 28 条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>業務執行取締役等でない取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
(監査役の責任免除) 第 39 条 (条文省略) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(監査役の責任免除) 第 39 条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 6 月 19 日 (予定)

定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 19 日 (予定)

以上